

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○包括外部監査契約の締結

(行政経営推進課)

二

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(二件)

(障害福祉課)

二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)

(同)

三

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(同)

三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(二件)

(同)

四

○家畜伝染病の発生

(家畜防疫対策室)

四

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

五

○道路の区域変更

(道路課)

五

○都市計画変更案の縦覧

(都市計画課)

五

○土地区画整理組合の設立の認可

(同)

五

○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴取事務の委託(三件)

(教育庁高校財務・就学支援室)

六

○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴取事務の委託

(同)

六

○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴取事務

(同)

六

の委託(二件)

(同)

○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴取事務の委託(三件)

(同)

○宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴取事務の委託

(同)

○宮城県登米総合産業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴取事務の委託

(同)

○土地改良区の定款変更の認可

(大河原地方振興事務所)

八

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所)

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

八

○暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

一〇

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十号二中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号ホ中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

第十六条第一号ホ中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号ヘ中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十八号
事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一総務部長の税務課に係る専決事項の項第一号中「第九十七条第一項」を「第百四条の九第一項」に改める。

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第五号中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第一食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第五号口中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第一農政部長の園芸推進課に係る専決事項の項第五号口中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第一園芸推進課に係る専決事項の項第二号口及びハ中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第一水産林政部長の水産業振興課に係る専決事項の項第九号口及びハ中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第一水産業振興課に係る専決事項の項第八号ハ及びニ中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第一水産林政部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項第九号ハ及びニ中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第一水産業基盤整備課に係る専決事項の項第七号ホ及びヘ中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第一水産林政部長の林業振興課に係る専決事項の項第十号口中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第一林業振興課に係る専決事項の項第十四号ロ及びハ中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

別表第七保健所の環境衛生部長に係る専決事項の項第二号ハ中「第三十八条」を「第五十三条」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年五月九日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和五年四月七日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

福士 直和

東京都世田谷区瀬田五丁目三十番二十三号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第三百五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇七〇〇五六二	コペルプラス名取教 室 名取市杜せきのした 二丁目二一〇二 オ・MSSS 一〇二 号室	児童発達支援	株式会社コペ ル	令和五年四月 一日
○四五二二〇〇五七〇	運動特化型放課後等 デイサービスJum 登米市迫町佐沼字中 江三丁目五番三	児童発達支援	株式会社ぼら りす	令和五年四月 一日
○四五二八〇〇一八八	POCCO大崎西 加美郡加美町字町裏	児童発達支援	特定非営利活 動法人みいつ	令和五年四月 一日

○四五二八〇〇二二二	八番二十一ー二 放課後等デイサービ スあい 加美郡加美町四日市 場字元宿五十四番地	放課後等デイサ ービス	合同会社UN ITE	令和五年四月 一日
○四五二八〇〇二二〇 四〇五	こばとにじ組 加美郡加美町字矢越	児童発達支援・ 保育所等訪問支 援	学校法人淑徳 学園	令和五年四月 一日

○宮城県告示第三百五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通
所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害児通所 支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二七〇〇七六八	デイホーム土屋たい わ 黒川郡大和町落合松 和田字西原十七	放課後等デイサ ービス	株式会社土屋	令和五年五月 一日

○宮城県告示第三百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二三〇〇五五九	シェアワークスくり はらグループホーム 栗原市志波姫沼崎南 沖四六十九ー三	共同生活援助	株式会社リッ ワ	令和五年四月 一日
○四二一三〇〇六一九	シェアワークスくり はら短期入所事業所 栗原市志波姫沼崎南 沖四六十九ー三	短期入所	株式会社リッ ワ	令和五年四月 一日
○四二〇九一七〇六四	ソーシャルインク 木 ルーホーム多賀城桜	共同生活援助	ソーシャルイ ンクルー株式 会社	令和五年四月 一日

○四一〇九一七一五七	多賀城市桜木三丁目 七番二十一号	短期入所	ソーシャルイ ンクルー株式 会社	令和五年四月 一日
	短期入所 多賀城桜 木 多賀城市桜木三丁目 七番二十一号			

○宮城県告示第三百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇七〇〇七八五	まごころデイサービ ス美田園 名取市美田園六丁目 三一五グラウンドシリ ウスー〇一号	生活介護	トラスト仙台 合同会社	令和五年五月 一日
○四一二七〇〇七八三	デイホーム土屋たい わ 黒川郡大和町落合松 和田字西原十七	生活介護	株式会社土屋	令和五年五月 一日
○四二二八〇〇一八七	合同会社かけはし 加美郡加美町字町裏 三五一番地一	就労継続支援B 型	合同会社かけ はし	令和五年五月 一日

○宮城県告示第三百五十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害
児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五
の規定により告示する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	廃止する指定障害 児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五〇七〇〇四四八	コベルプラス名取教 室 名取市杜せきのした 二丁目二一ーベレオ	児童発達支援	杜サービス株 式会社	令和五年三月 三十一日

○四五二一〇〇二二六	MS S一〇二号室 ゆうちゃんち 岩沼市小川字下河原 五十三一四	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人幸創	令和五年三月 三十一日
○四五二七〇〇六〇二	放課後等デイサービ スなないろくれよん 黒川郡大和町吉田字 上童子沢二十一	放課後等デイサ ービス	社会福祉法人 宮城県社会福 祉協議会	令和五年三月 三十一日
○四五二二〇〇四六三	放課後ケア北斗の星 ☆ 登米市迫町森字西表 二二四一	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人輝らら 会	令和五年三月 三十一日
○四五一五〇〇五〇八	放課後ケアいちばん 星☆ 大崎市古川中里五丁 目六一三十二	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人輝らら 会	令和五年三月 三十一日

○宮城県告示第三百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
四十六條第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四二二七〇〇七五九	事業所の名称及び 所在地 ホームケア土屋たい わ 黒川郡大和町落合檜 和田字西原十七番	廃止する指定障害 福祉サービスの種類 居宅介護・重度 訪問介護	株式会社土屋	令和四年十月 一日
○四二一五〇〇〇九三	大崎市社会福祉協議 会 玉造ヘルパス 大崎市鳴子温泉字末 沢一番地	重度訪問介護	社会福祉法人 大崎市社会福 祉協議会	令和五年三月 三十一日
○四二一五〇〇〇一一	大崎市社会福祉協議 会 古川ヘルパス 大崎市古川北稲葉二 丁目二番十号	重度訪問介護	社会福祉法人 大崎市社会福 祉協議会	令和五年三月 三十一日
○四二一五〇〇〇二七	大崎市社会福祉協議 会 志田ヘルパス 大崎市松山千石字広 田十一番地	重度訪問介護・ 同行援護	社会福祉法人 大崎市社会福 祉協議会	令和五年三月 三十一日

○四二一五〇〇〇四〇八	セントケア大崎 大崎市古川大宮二丁 目一番二十三号	同行援護	セントケア宮 城株式会社	令和五年三月 三十一日
○四二一五〇〇〇四五七	大崎市社会福祉協議 会 田尻ヘルパス 大崎市田尻	居宅介護・重度 訪問介護	社会福祉法人 大崎市社会福 祉協議会	令和五年三月 三十一日
○四二二二〇〇一九六	榎木ホーム 柴田郡柴田町榎木駅 西二丁目六一二十	共同生活援助	社会福祉法人 はらから福祉 会	令和五年三月 三十一日

○宮城県告示第三百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
四十六條第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四七〇七〇〇八八一	まごころデイサービ ス美田園 名取市美田園六丁目 三一五グランドシリ ウス一号	生活介護	株式会社シル バーサポート まごころ	令和五年四月 三十日

○宮城県告示第三百五十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家
畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
- ヨ一ネ病
- 二 畜種
- 牛
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
- 患畜二頭
- 四 発生場所又は区域

登米市

五 発生年月日

令和五年四月二十一日

六 患畜の取り扱い

法令殺

○宮城県告示第三百五十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和五年五月九日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社ノータウト ラックス 三浦 裕典	主たる営業所の所在地 仙台市宮城野区原町三丁目二一五十三 フォレストコート原町一〇一	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 一般一 第二万二千百三十二号
--	--	---

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確認できず、令和五年三月十日付け宮城県告示第百二十五号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年五月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 文字上尾松線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
栗原市栗駒文字上山神五七番一地从先から 同市栗駒文字上山神五七番二地先まで		前	敷地の幅員 (メートル) 四・五
		後	敷地の延長 (メートル) 八〇・四

○宮城県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志津川都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

志津川都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び南三陸町役場（建設課）

四 縦覧期間

令和五年五月九日から令和五年五月二十三日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第三百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合

の設立について、次のとおり認可した。

令和五年五月九日

一 組合の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

松島町初原土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和五年五月九日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

松島町初原字宮ノ入、同字初原山、同字金井神、同字宮下及び同字黒ヶ沢の各一部

四 事務所所在地

松島町初原字宮下二十五番地

五 設立認可の年月日

令和五年四月二十八日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場に掲示して行う。

○宮城県告示第三百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月三十日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

一 委託の相手方 宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月二十八日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

一 委託の相手方

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月三十日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

一 委託の相手方 宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

亘理郡亘理町逢隈上郡字山入三十番地二 六戸畜産 代表 六戸 松雄

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

一 委託の相手方 宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

栗原市築館字照越大ヶ原四十三番地一 新みやぎ農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田

農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

神奈川県横浜市泉区中田南三丁目二番三十八 株式会社Aコープ東日本

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月二十七日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市田尻小塩字八ツ沢一 安心市場さくらっこ運営協議会

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年二月二十四日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町練牛字六号十二番地 有限会社 花野果市場

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の畜産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十三号

白石市土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年四月二十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年五月九日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 佐 藤 静 哉

○宮城県告示第三百七十四号

迫川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年四月二十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年五月九日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 石 川 佳 洋

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年五月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 B C I 試験機ほか 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和六年三月二十二日（金）

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター（宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力行等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経

営活動を行っている者であること。

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ令和五年五月二十四日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。
2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班(担当 山本 彩乃 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年五月二十四日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年五月二十四日(水)午前九時から令和五年六月一日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年六月一日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 令和五年六月七日(水)午前九時から令和五年六月十六日(金)午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 令和五年六月十六日(金)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和五年六月十九日(月)午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室
四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。
3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

<p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載する」と。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : BCI testing machine (1 set)</p> <p>2 Deadline for Delivery : March 22, 2024 (Fri.)</p> <p>3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government</p> <p>4 Deadline for Bid Submission : June 16, 2023 (Fri.), 5 : 00 P.M.</p> <p>5 Contact Information : Ayano Yamamoto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022211-3333</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only</p>
--

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第9号

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月9日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

暴力団排除条例施行規則（平成23年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「交付」を「送達」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（調査の手続）

第2条の2 条例第20条の2第1項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料

<p>提出要求書（別記様式第2号の2）を送達するものとする。この場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、口頭による説明の日時及び場所を説明・資料提出要求書に記載するものとする。</p> <p>2 前項の説明・資料提出要求書を送達された者は、次項の提出期限までに説明・資料提出書（別記様式第2号の3）を提出し、又は口頭による説明の日に指定された場所に出頭し、説明するものとする。</p> <p>3 第1項の説明・資料提出要求書の送達は、前項の説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明の日時の2週間前までに行うものとする。</p> <p>4 第1項の説明・資料提出要求書を送達された者が前項の提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の日時に出席しないときは、説明若しくは資料の提出又は口頭による説明を拒んだものとして取り扱うものとする。</p> <p>第3条中「前条」を「第2条」に改め、同条の次に次の2条を加える。</p> <p>（口頭による説明の聴取）</p> <p>第3条の2 第2条の2第1項の規定により口頭による説明を求めるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させるものとする。</p> <p>2 第2条の2第1項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（別記様式第4号の2）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 前項の規定による申出に正当な理由があると認めるときは、口頭による説明の日時又は場所を変更するものとする。</p> <p>4 第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しないとき、又は前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（別記様式第4号の3）により第2条の2第1項の規定により口頭による説明を求められた者に通知するものとする。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第3条の3 条例第20条の2第2項の規定による立入検査を行う警察職員は、警察本部長が指名するものとする。</p> <p>2 条例第20条の2第3項の証明書の様式は、身分証明書（別記様式第4号の4）のとおりとする。第4条及び第6条中「交付」を「送達」に改める。</p> <p>第8条第1項中「求められた者」の次に、「条例第20条の2第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者」を加え、同条第2項中「報告」の次に、「説明」を加える。</p>
--

第9条の見出しを「〔公示送達〕」に改め、同条第1項中「第3条第4項」を「、第2条の2第1項、第3条第4項、第3条の2第4項」に、「及び第7条第4項」を「、第7条第4項及び第9条」に改め、同条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

(命令の方法)

第9条 条例第18条の2第3項及び第18条の3第2項の規定による命令は、中止命令書(別記様式第12号)を送達して行うものとする。ただし、緊急を要するため中止命令書を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。

2 条例第18条の3第3項の規定による命令は、再発防止命令書(別記様式第13号)を送達して行うものとする。

(書類の送達)

第10条 第2条第1項、第2条の2第1項、第3条第4項、第3条の2第4項、第4条、第6条第1項、第7条第4項及び前条の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(暴力団事務所及び事業所を含む。)に送達するものとする。

(郵便又は信書便による送達)

第11条 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を送送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。

2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を送送する場合において必要があると認めるときは、信書便の業務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。

3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を送送したときは、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

(交付送達)

第12条 交付送達は、警察職員が、第10条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に、受領確認書(別記様式第14号)と引換えに書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の警察職員は、交付送達を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

(1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

(2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合、送達すべき場所とその書類を差し置くこと。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付送達した場合について準用する。この場合において、同条第3項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し、又は差し置いた」と読み替えるものとする。

別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

別記様式第2号の2（第2条の2関係）

(表)

宮公委第
年 月 日 号

説明・資料提出要求書

殿

宮城県公安委員会 関

暴力団排除条例第20条の2第1項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求める。

説明又は資料の提出 を求める理由	
説明若しくは資料の 提出又は口頭による 説明の内容	
<input type="checkbox"/> 説明・資料提出 書の提出期限	年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 口頭による 説明の日時	年 月 日 時 分
<input type="checkbox"/> 出頭すべき場所	
備 考	

注 説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりとする。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 暴力団排除条例第20条の2第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、あなたが説明をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、立入検査を実施することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は資料の内容を記載して提出してください。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、説明の日時に
出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるとき
には、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることがで
きます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料提出
要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する
一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出席する場合は、この説明・資料提出
要求書を持参してください。

別記様式第2号の3（第2条の2関係）

説明・資料提出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所
氏 名

暴力団排除条例施行規則第2条の2第2項の規定により、次のとおり提出する。

説明・資料提出 要 求書の番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日
説明又は資料 の 内 容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号の次に次の3様式を加える。

別記様式第4号の2 (第3条の2関係)

説明日時等変更申出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所
氏 名

暴力団排除条例施行規則第3条の2第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出る。

説明・資料提出要 求書の番号及び日付	宮公委 第 号		年 月 日	年 月 日 時 分
	変更前	日時	年 月 日 時 分	分から
	変更希望	日時	年 月 日 時 分	分から
申出理由				

別記様式第4号の3 (第3条の2関係)

宮公委第 号

年 月 日

説明日時等決定通知書

殿

宮城県公安委員会 印

暴力団排除条例施行規則第3条の2第4項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所を決定したので通知する。

説明・資料提出要 求書の番号及び日付	宮公委 第 号		年 月 日	年 月 日 時 分
	変更前	日時	年 月 日 時 分	分から
		場所		
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更後	日時	年 月 日 時 分	分から
		場所		
説明の日時及び場所を変更しない理由		<input type="checkbox"/> 不変更決定		

別記様式第4号の4 (第3条の3関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号				
写 真	階 級	氏 名	年 月 日	540	
<p>上記の者は、暴力団排除条例第20条の2第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p>					
宮城県公安委員会 印					
85.6					

(裏)

暴力団排除条例 (抜粋)

(調査) 第20条の2 公安委員会は、第18条の2第2項若しくは第18条の3第1項の規定に違反する行為が行われた疑いがあるとき又は第18条の2第3項、第18条の3第2項若しくは第3項の規定による命令の履行を確保するために必要があるとき、公安委員会規則で定めるところにより、暴力団排除のために必要を限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会をした疑いがあるとき又は第18条の2第3項、第18条の3第1項の規定に違反する若しくは第3項の規定による命令の履行を確保するために必要があるとき、公安委員会規則で定めるところにより、暴力団排除のために必要を限度において、警察職員に暴力団事務所に入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に対し、質問をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則) 第25条 1・2 (略)

第3 第20条の2第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 (略)

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第10号及び別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第10号 (第8条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所
氏 名

私は、暴力団排除条例施行規則第8条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、報告若しくは説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する。
意見を述べめる機会

報告・資料提出 要求書若しくは説 明・資料提出要 求書又は意見聴取通 知書の番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等との関係	

注 不要の文字は、=線で消すこと。

別記様式第11号 (第8条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所
氏 名

私の代理人は、その資格を失ったので、暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により届け出る。

報告・資料提出 要求書若しくは説 明・資料提出要 求書又は意見聴取通 知書の番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

別記様式第11号の次に次の3様式を加える。

別記様式第12号 (第9条関係)

第 号

中 止 命 令 書

年 月 日

殿

宮城県公安委員会
警察署長 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団排除条例第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容

--	--

別記様式第13号 (第9条関係)

第 号

再 発 防 止 命 令 書

年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本 (国) 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団排除条例第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

命 令 を 受 け る 者	
---------------	--

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります) 、提起しなければなりません (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができます) 。

別記様式第14号 (第12条関係)

受 領 確 認 書

受 領 確 認 書		第	号
文 書 番 号	付 日	年 月 日	
受 領 書 類	書 類 名		

上記書類を本日受領しました。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

命 令 を す る 由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります) 、提起しなければなりません (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります) 。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、
当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。